

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所 保安規定）【13】
2. 日時：令和5年11月29日 13時30分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官※、
秋本主任安全審査官※、片桐主任安全審査官※、小林主任安全審査官、
建部主任安全審査官※、伊藤（拓）安全審査官、大塚安全審査官、
中原安全審査官※、平本安全審査専門職※、宮崎安全審査専門職、
伊藤（謙）原子力規制専門員

実用炉監視部門

志賀上級原子炉解析専門官、浅野上席監視指導官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力安全技術） 他8名

電源事業本部 原子力運営グループ 副長 他13名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ グループリーダー 他3名※

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 課長 他2名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ 主任 他1名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 総括・品質グループ スタッフ副長※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム 主任 他1名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 部長 他6名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長 他1名※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和5年11月29日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、引き続き資料を確認し、必要に応じて指摘等を行っていく旨を伝えた。

(3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 島根原子力発電所新規規制基準保安規定審査スケジュール（案）
- ・ 島根原子力発電所2号炉 保安規定 指摘事項に対する回答整理表
- ・ 島根原子力発電所2号炉 原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（先行BWRプラントとの比較表）【第41条、65-2-1 抜粋】
- ・ 島根原子力発電所 新規規制基準への適合性確認に係る保安規定変更認可申請（補正）について（SA設備のLCO/AOTコメント回答）
- ・ 島根原子力発電所2号炉 テストタンクを水源とした残留熱代替除去系の確認運転について
- ・ 島根原子力発電所2号炉 原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の低圧運転点における確認運転について
- ・ 島根原子力発電所 新規規制基準への適合性確認に係る保安規定変更認可申請（補正）について（原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直し）